

I 業務概要

1. 業務名称 (江ノ口小学校給食調理場床改修・屋外駐輪場改築工事設計委託業務)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (江ノ口小学校)
- (2) 敷地の場所 (新本町1丁目8番12号)
- (3) 施設用途 (小学校)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「☑」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (13,676 m²)
- b. 用途地域及び地区の指定 (第一種中高層住居専用地域)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（建築基準法に基づく計画面積）
(【南舎】 2,533.41 m²)
- b. 主要構造 (鉄筋コンクリート造)
- c. 耐震安全性の分類
 - 1) 構造体 (- 類)
 - 2) 建築非構造体 (- 類)
 - 3) 建築設備 (- 類)

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整198号、国営設135号）による（以下同じ。）。

d. 建築物の種類

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 7 号 第 1 類とする。

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費（設備除く） (- 円（税込）)
- b. 建設工期 (令和8年度着工予定)

(4) 設計と条件

設計と条件については、次の資料による。

- (業務の主旨・目的・留意事項 別添1)
- (敷地位置図・配置図 別添2)
- (参考駐輪場写真 別添3)
- (塗り床改修範囲平面図 別添4)

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年3月26日付け、国営整第213号）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 建築（構造）基本設計に関する標準業務
 （ ）
- b. 実施設計 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 （ ）

(2) 追加業務の内容及び範囲

追加業務の業務内容には、事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議を含む。ただし、手数料の納付は含まない。

- 建築積算（積算数量算出書（積算数量調査含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集（3社以上）見積検討資料の作成）
- 営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による数量内訳書の作成
- 透視図作成（原則としてCGによる作成は不可とする。）
種類（ ）、判の大きさ（ ）、枚数（ ）、額の有無（ ）、材質（ ）
及び電子データ（ ）
- 模型製作
縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）
- 模型の写真撮影
カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）及び電子データ（ ）
- 計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）
- 高知市屋外広告物条例による許可及び届出
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出
- 都市計画法第3章第4節による届出[地区計画]
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第6章による許可及び届出[特定盛土等規制区域]
- 文化財保護法第6章による通知[埋蔵文化財包蔵地における発掘行為]
- 土壌汚染対策法による届出[土地の形質の変更]
- 高知市景観条例による届出[景観計画区域内における行為の制限等]
- 高知市集合住宅建築指導要綱による届出
- 高知市中高層建築物指導要綱による届出（標識看板の作成、設置、日影図の作成他を含む。）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に係る業務
- リサイクル計画書の作成
設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- 概略工事工程表の作成
- 住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- 消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務
- （ ）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- e. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査したうえで、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- f. 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、国土交通省が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 木造計画・設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

(3) 業務計画書

受注者は次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- a. 業務計画書の提出について
- b. 管理技術者・照査技術者届
- c. 技術者経歴書（管理・照査）
- d. 業務実施体制
- e. 業務工程表
- f. 着手届

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士または二級建築士
-

(6) 貸与資料

- 既存建築物設計図1式（ PDF 印刷物）
- 既存工作物設計図1式（ PDF 印刷物）
-
-

※なお、貸与資料の詳細は、閲覧に供します。

(7) 打ち合わせ及び記録

a. 打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- i) 業務着手時
- ii) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- iii) その他（ ）

b. 打合せや情報共有は、受発注者間で協議のうえ、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。

具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の活用を検討すること。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
- b. 指定部分の履行期限（ 設計委託業務日程による。 ）
- c. 成果物の提出場所（ 高知市都市建設部公共建築課 ）
- d. 成果物の提出期限等（ 設計委託業務日程による。 ）
- e. 業務の進捗状況の報告（週報）

週ごとに業務の全般的な経過及び次週の予定を記載した「週報」を監督職員に提出する。

f. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- i) 現場説明の実施
- ii) 質疑回答書の作成
- iii) 入札の立会
- iv) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- v) 会計検査への立会

f. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

g. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- イ) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ロ) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ①写真を公表すること。
 - ②写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(2) 実施設計

成果物	電子データ	紙	特記事項
c. 建築積算			
<input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量調書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 数量内訳書(金入り)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェック マニュアル(建築工事編)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 単価資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
d. その他			
<input type="checkbox"/> 透視図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 模型	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 模型の写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 防災計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能 確保計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> リサイクル計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 部	
<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
e. 資料			
<input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> 構造計算データ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input checked="" type="checkbox"/> 各記録書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	
<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> () 部	

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 紙による成果物は、特記なき限り、ファイル綴じとする。

: 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

: 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期を設定する。

: 電子データは電子媒体(CD-R等)を提出すること。

: 電子データによる図面の提出形式は、CADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は、「jww」とする。

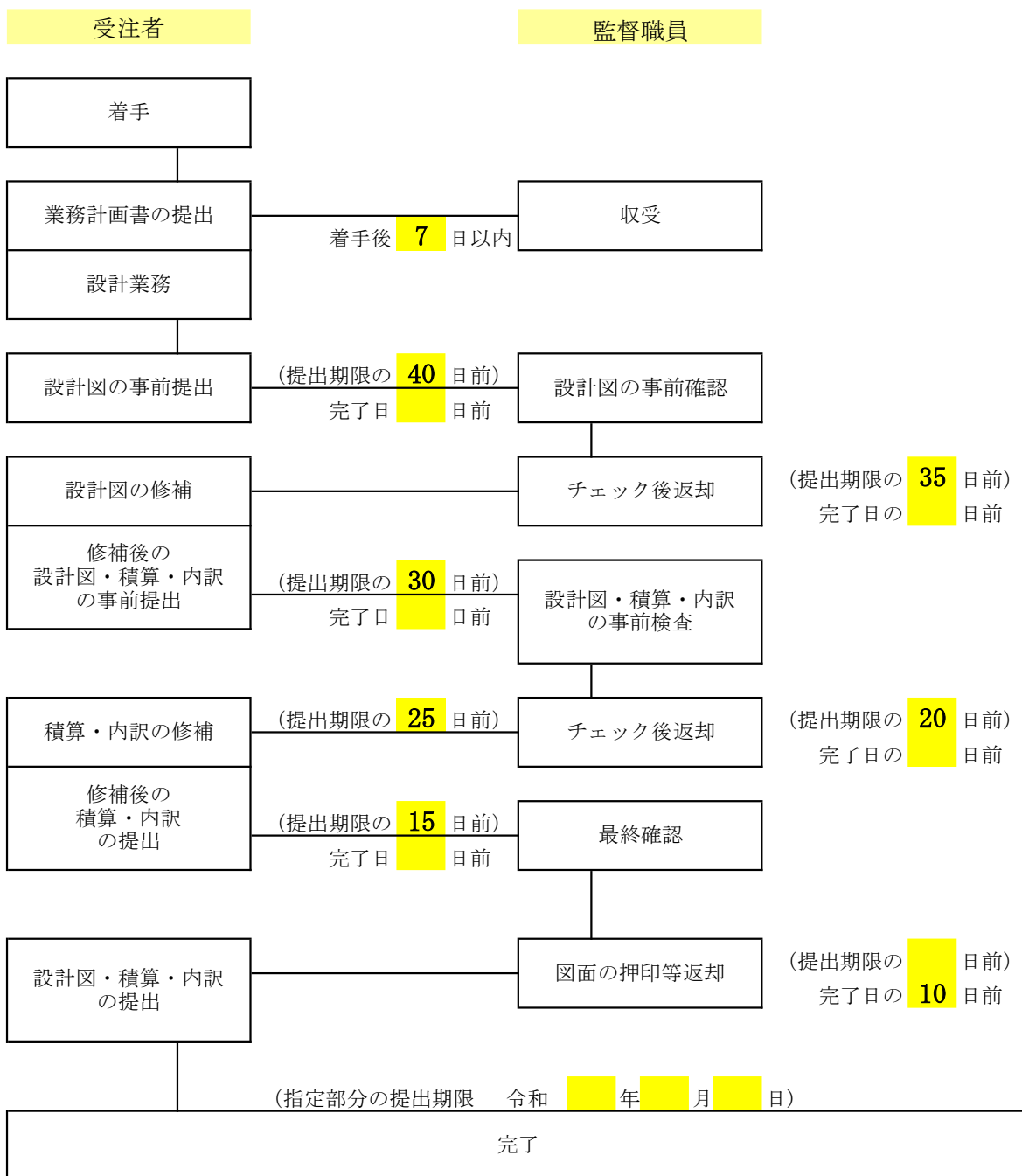
これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

: 数量内訳書、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2(一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

4. 公共建築設計業務委託共通仕様書からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載	読替え
設計仕様書	設計図書
調査職員	監督職員
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等 指名競争参加資格者	高知市の一般競争（指名競争）入札参加資格者

5. 設計委託業務日程



※ () 書きは指定部分の提出に係る日程を示す。

※設計図・積算・内訳の提出は、必ず管理技術者の確認済のものとする。

別添1

I 4 (4) 設計と条件

○業務の主旨・目的

本業務は、老朽化した駐輪場の改築設計と、ひび割れて不衛生となっている給食調理場床の改修設計を行うものである。

○業務内容

【駐輪場改築工事】

- ・ 駐輪場の新設設計（既製品 計20㎡程度）
- ・ 既存駐輪場解体撤去。
- ・ 駐輪場新設に伴う埋設配管の現地調査及び図面作成業務を含む。

【給食調理場塗り床改修工事】

- ・ 南舎1階調理場、前室、倉庫の塗り床改修設計。

【共通事項】

- ・ 現状調査（現状と貸与資料の照査）を行う。
- ・ 適切な工程計画（仮設計画含む）の立案
- ・ 成果物は各業務ごとに分けて作成し、提出する。
- ・ 既製品は、風速(V₀):38m/s対応品とする。
- ・ メーカー保証の構造検討資料等を提出する。
- ・ 既存埋設配管を考慮し、配置等を決定する。

○業務の留意事項

- ・ 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書は、高知市建築主事に通知すること。
- ・ 施設管理者との打合せ業務を含む。

別添2

I 4 (4) 設計と条件

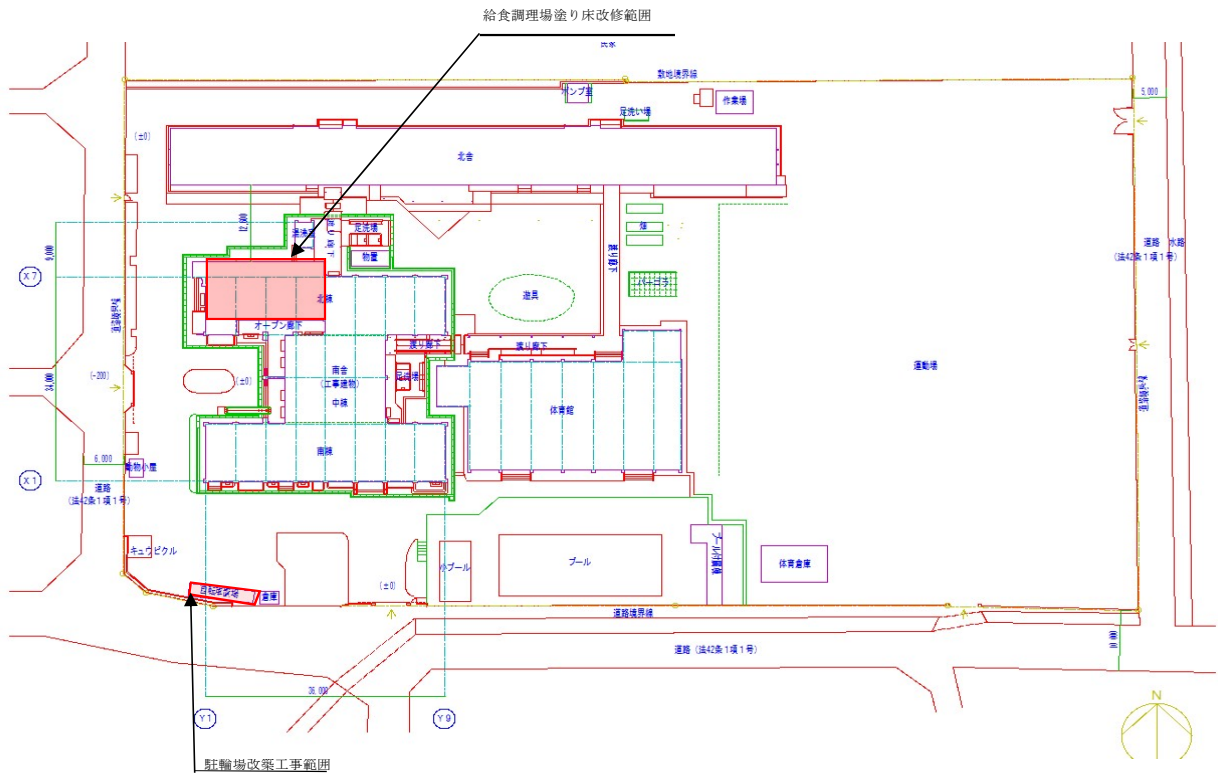
○施設内容

業務場所：江ノ口小学校
(新本町1丁目8番12号)

○江ノ口小学校 敷地位置図



○江ノ口小学校 配置図



別添3

I 4 (4) 設計与条件

○参考駐輪場写真

・改築駐輪場（10m程度）



別添4

I 4 (4) 設計と条件
○塗り床改修範囲平面図

